

大会名称：2020 年度 中部学生ヨット個人選手権大会

大会期日：令和 2 年 10 月 10 日（土）～ 令和 2 年 10 月 11 日（日）

共同主催：中部学生ヨット連盟、愛知県ヨット連盟

協 力：豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

## 帆走指示書

### 1. 規 則

- (1) 本大会には「セーリング競技規則 2017 - 2020」（以下 RRS という）に定義された規則が適用される。ただしこれらの規則等のうち、本レース公示、帆走指示書により追加または変更されたものを除く。
- (2) 最新の「470 クラス学連申し合わせ事項」、「スナイプクラス学連申し合わせ事項」、「全日本学生ヨット連盟規約」が適用される。これら規則は、愛知県ヨット連盟ホームページから入手することができる。
- (3) RRS 付則 P を適用する。
- (4) RRS 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、規則 A11 を変更している。
- (5) SCIRA 規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。
- (6) [SP]は、レース委員会から審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。これらの違反は、+3 点とし参加艇数+1 を超えることはない。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
- (7) [NP]は、この規則の違反は艇からの抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS 60.1(a) を変更している。

### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会ホームページ（以下公式掲示板）に掲示される。また Facebook 上に設けられる中部学生ヨット連盟サイトにアップされる。選手への通告は、LINE のオープンチャットで通告される。サイト等の不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。競技者は、オープンチャット（以下大会 LINE グループ）へ登録をしなければならない。

### 3. 帆走指示書の変更

- (1) 帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- (2) レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示される。

#### 4. 陸上で発せられる信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。また同時に、大会 LINE グループにて選手へ発信される。以下、陸上で発せられる信号には、大会 LINE グループでの発信も含まれる。
- (2) [DP] D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。最初にスタートするクラスのスタート予告信号は、D 旗掲揚 30 分以降に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- (3) 予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期されている。

#### 5. レースの日程

- (1) レースの日程は次の通りとする。

10 月 10 日 (土)	1 日目の最初のレース	予告信号予定時刻
	470 クラス	09:30
	スナイプクラス	09:35
	以降のレースは引き続き行うものとする	

10 月 11 日 (日)	2 日目の最初のレース	予告信号予定時刻
	470 クラス	09:30
	スナイプクラス	09:35
	以降のレースは引き続き行うものとする	

閉会式は Facebook Live にて 10 月 11 日に実施する。

- (2) 本大会のレース数は、各クラス最大 8 レース、1 レースをもって成立とする。  
1 日に実施するレース数は、最大 5 レースとする。
- (3) 各日程における各クラスの次のレースは、それぞれ可能となれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の 5 分前以前に音響信号 1 声とともにオレンジ旗を掲揚し競技者に通知する。  
次のクラスのスタートを連続して実施する場合は、次のクラスに対してオレンジ旗の掲揚は行わない。

- (4) 15:01 より後に予告信号は発せられない。

#### 6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
470 クラス	470 旗
スナイプクラス	スナイプ旗

## 7. レースエリア

添付 A に概ねのレースエリアの位置を示す。

## 8. コース

- (1) 添付 B の見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークの通過すべき側を含むコースを示す。
- (2) 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走する最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9. マーク

- (1) マーク 1、2S・2P は、オレンジ色の円筒形ブイである。
- (2) スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- (3) フィニッシュ・マークは、青色旗を掲揚したレース委員会艇と白色の円筒形ブイとする。
- (4) 指示 11 に規定する新しいマークは、赤色の円筒形ブイとする。

## 10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、RRS26 に従いスタートさせる。
- (2) スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているマストと、ポートの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールとの間とする。
- (3) [NP] [DP] 予告信号の発せられていないクラスの艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 100m 以内の範囲及びコースサイドを回避していなければならない。
- (4) スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。
- (5) RRS30.4「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート信号後中止となった場合、黒色規則に違反した艇のセール番号をそのレースの次の予告信号以前にレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示する。これは RRS30.4 を変更している。
- (6) [NP] 指示 10.5 以外でスタート時に UFD または BFD と記録された艇のセール番号を、そのレースが終了後 レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。いる。
- (7) スタートがゼネラル・リコールとなった場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号無しで第 1 代表旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での第 1 代表旗降下には、レース信号第 1 代表旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

### 11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

### 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ色旗を掲揚したポールと白色の円筒形ブイのフィニッシングマークの間とする。

### 13. タイムリミット

(1) タイムリミットとターゲットタイムは次のとおりとする。

クラス	レースのタイムリミット	マーク1のタイムリミット	フィニッシュウインドウ	ターゲットタイム
470	55分	20分	10分	35分
スナイプ	60分	25分	10分	40分

- (2) マーク1のタイムリミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。
- (3) ターゲットタイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。規則 30.3 または 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュウインドウ以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は規則 35、A4 及び A5 を変更している。

### 14. コースの短縮又は中止

- (1) RRS32.1 以外に、レースを続行するに支障を来す風速の低下が一定期間継続した場合、レース委員会は「レースの中止」又は「コースの短縮」をする場合がある。
- (2) スタートしたレースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共に N 旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での N 旗の降下には、レース信号 N 旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

### 15. [NP] [DP] ペナルティー方式

- (1) 規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した競技者は、抗議締め切り時間内帆走指示書のリンクより所定のフォームに記入、送信しなければならない。
- (2) 標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則 A11 を変更している。
- (3) レース公示の規則およびクラスルール違反に対するペナルティは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

### 16. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議および救済は、適切な締切時間内に電子メールにてプロテスト事務局へ提出し、送信のうえプロテスト事務局へ電話連絡しなければならない。当日の電話連絡先は、LINE オープンチャットにて指示する。抗議書は、大会ホームページのリンクより入手することもできる。

- (2) 抗議締切時刻は最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。これは規則 62.2 を変更している。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- (3) レース委員会またはプロテスト委員会またはテクニカル委員会による規則 61.1 (b) に基づく競技者への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これは規則 61.1 (b) を変更している。
- (4) 当事者であるか、または証人として名前があげられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締め切り後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (5) 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。
- (6) 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

## 17. 得点

艇のシリーズ得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

## 18. 安全規定

- (1) [NP][SP] 全ての競技者、支援者は、帆走指示書のリンク先より入手できる健康チェックシートを記入し毎日 8:30 までに提出しなければならない。
- (2) [NP][SP] 出艇しようとする競技者は、最初の予告信号予定時刻までの間にオンラインにて出艇手続きをしなければならない。
- (3) [NP][SP] 帰着した競技者は着艇後速やかに(レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人) オンラインにて手続きにて帰着報告をしなければならない。記載は、レース終了後(引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後)、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内とする。但しこの時間はレース委員会の裁量により延長することがある。
- (4) [NP][SP] 競技者は、転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その旨をレース委員会に電話にて速やかに届け出なければならない。競技者が連絡することができない場合は、支援者により連絡を実施する。電話番号は、大会当日 LINE のオープンチャットにて指示する。
- (5) [NP][SP] リタイアしようとする競技者は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思を近くの運営艇に伝えなければならない。競技者は指示 18.3 に従い帰着申告を行った後、速やかにオンラインによりリタイア報告を実施しなければならない。やむを得ず運営艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告にその理由を記入しなければならない。
- (6) レース委員会は競技者が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはその競技者にリタイアを勧告することができる。また強制的救助活動を行うことができる。これらの場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1 (b) を変更している。

- (7) 指示 18 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 18(1)、18(2) の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18(3) の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

## 19. [NP] [DP] 乗員の交代

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を指示 18(2) と同時にオンラインにて大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の 2 レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に変更がある旨を伝え、承認を受けなければならない。この場合、指示 18(3) と同時にオンラインにて大会本部に提出しなければならない。

## 20. 支援者・支援艇

- (1) 支援艇とは、RRS の定義にある支援者が乗員する全ての艇を示す。
- (2) [NP] [DP] 支援艇には、定員の半数を超えて乗船してはいけない。端数の場合は、小数点以下切り捨てた人数とする。
- (3) [NP] [DP] レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この場合、指示 20.6 は適用されない。
- (4) [NP] [DP] 支援艇は、レース委員会より無線機を受け取り、出艇から帰着まで通信できるようにしなければならない。支援者は、通常の使用方法を逸脱し無線機を損傷もしくは紛失した場合は、修理費もしくは、交換に関わる費用を負担すること。
- (5) [NP] [DP] 各チームの支援者・応援者の乗る船はレース艇・レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運航を妨げてはならない。
- (6) [NP] [DP] 最初にスタートするクラスの予告信号予定時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリア内に進入してはならない。さらに全てのレース艇から概ね 100m 以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- (7) 引き続きレースが行われる場合、前のレースの終了から次のレースの予告信号が発せられるまでの間、競技者に対して指示 20.6 のエリアの外で物品や飲食物、ごみの授受支援を行ってもよい。
- (8) 指示 20 に対する違反、又はレース委員会艇からの指示に従わなかった支援者・応援者の乗る船に対しては、以降出艇を許可しない。

## 21. [NP] [DP] 装備の交換と計測

- (1) 艇または備品は、RRS に従っていることを確認するためいつでも検査されることがある。
- (2) 損傷または紛失した装備を陸上で交換する場合は、大会ホームページのリンクより「装備交換申請」を入力しレース委員会に提出し、電話連絡したのち承諾を受けなければならない。電話番号は、大会当日 LINE のオンラインチャットにて指示する。
- (3) 損傷または紛失した装備を海上で交換する場合は、近くのレース委員会艇に装備の交換がある旨を伝えた後に、帰着後に 18.3 と同様に「装備交換申請」をレース委員会に報告し承諾を受けなければならない。

## 22. [NP] [DP] 無線通信

競技者は、レース中無線通信を行ってはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

## 23. 賞

レース公示とおり、賞を与える。

## 24. 責任の否認

競技者は、自分自身の責任において大会に参加する。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。主催団体は、本大会前後、期間中に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 25. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

## 26. 各リンク先

[健康チェックシート](#)

[出艇報告書](#)

[帰着申告書](#)

[乗員交代書](#)

[抗議書](#) 大会ホームページよりダウンロードして下さい

[抗議書使用方法](#) 大会ホームページよりダウンロードして下さい

[リタイア報告書](#)

[装備交換申請](#)

[1回転報告書](#)

[2回転報告書](#)

[リクエストシート](#)

送付先メールアドレス：[chubu.icyf@gmail.com](mailto:chubu.icyf@gmail.com)

大会ホームページ <https://www.ayf.jp/race/10131>

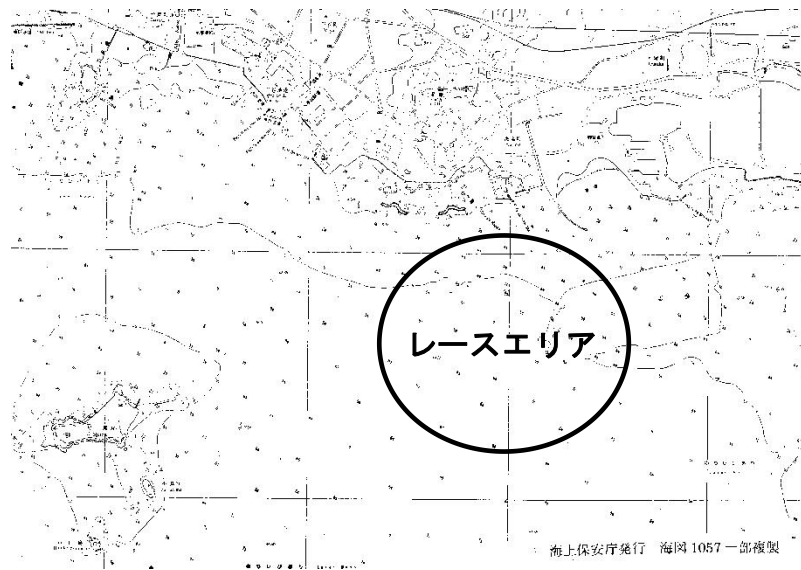
Facebook [中部学生ヨット連盟ページ](#)

オープンチャットの登録は、QRコードから行うことができる。

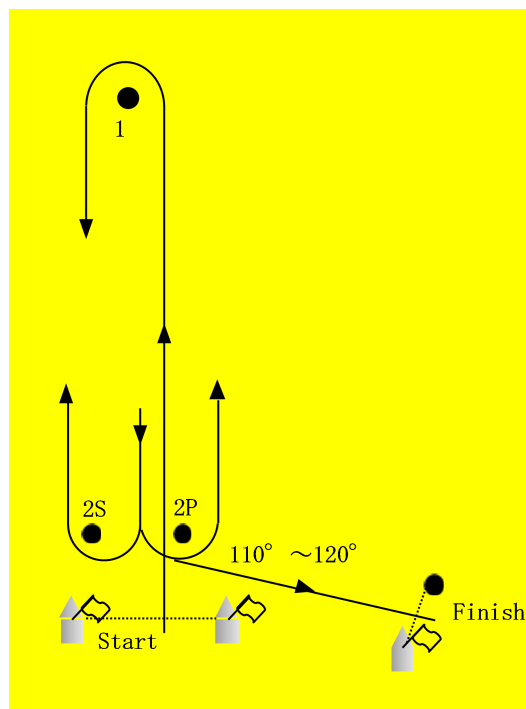
登録コード chubu



添付A : レースエリア



添付B : コース見取り図



Start → M1 → 2S/2P → M1 → 2P → Finish